

特定非営利活動法人ぴーぷる人権平和センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ぴーぷる人権平和センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を草津市木川町865番地17に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人権と平和に関する講演会等による普及啓発事業、人権と平和に関する調査研究事業、情報収集及び提供事業を行い、一人ひとりの市民が人権に対する認識をより深め、人権意識の向上をはかることを目指し、これによって人権が保障される平和な社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

(3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

(1) 人権・平和に関する普及啓発事業

(2) 人権と平和に関する調査研究事業、情報収集及び提供事業

(3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員および社員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当した時は、その資格を喪失する。

- (1) 脱会届を提出した時。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅した時。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納した時。
- (4) 除名された時。

(脱会)

第10条 会員は、理事長が別に定める脱会届を理事長に提出して任意に脱会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する時は、総会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。その場合、その会員に事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款または規則に違反した時。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした時。

(抛出金品の不返還)

第12条 すでに納入した、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員等

(種類および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上12人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時、または理事長が欠けた時は、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (2) この法人の財産状況を監査すること。
- (3) 会計および業務の執行について、不正行為やこの定款に違反する重大な事実があることを発見した時は、これを総会に報告すること。
- (4) 前号を報告するため必要がある時には、総会の招集をすること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠のため、または増員のため就任した役員任期は、それぞれ前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員に、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において、理事総数の4分の3以上の同意により、解任することができる。(書面評決を含む。)この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められる時。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第20条 この会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は理事会の同意を得て、選任する。

3 顧問及び相談役は会の運営について助言を行う。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2 賛助会員は総会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第23条 この法人の運営に関する次の事項について議決する。

(1) 事業報告及び決算の承認

(2) 会費の額

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散

(6) 解散した場合の残余財産の処分

(7) その他運営委員会から付議された事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要を認め招集を請求した時。

(2) 正会員の総数の5分の1以上の者から会議目的である事項を記載した書面により、招集の請求があった時。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があった時。

(招集)

第25条 総会は前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定により請求があった時は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する時は、会議の目的たる事項、その内容、日時および場所を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員の総数2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状を出席と認めることができる。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員の総数及び出席者数(委任状がある場合は、その数を付記すること)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(2) 役員職務及び報酬

(3) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(4) 総会に付議すべき事項

(5) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(6) 事務局の組織及び運営に関する事項

(7) 役員を選任及び解任に関する事項

(8) 顧問及び相談役の設置に関する事項

(9) その他この法人の運営に関する必要な事項

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事総数の過半数又は、監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項および、その内容、並びに日時および、場所を示して、少なくとも5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第35条 理事会は理事3分の2以上の出席がなければ、開会することができない。ただし、委任状を出席と認めることができる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として評決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時および場所

(2) 理事の総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者、および表決委任者を含む)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

第7章 事務局

(設置)

第39条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の事務局員をおくことができ、その任免は理事長が行う。

(備えつけ帳簿及び書類)

第40条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の移動に関する書類

(3) 役員、事務職員に関する名簿

(4) 認証及び登記に関する書類

- (5) 定款に定める議事に関する書類
- (6) 会計帳簿及び証拠書類
- (7) 資産、負債及び正味財産の書類

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第41条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第42条 この法人の財産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法第27条各号に掲げる原則に従って、行わなければならない。

(会計区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動にかかる事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及び予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告及び決算に関わる書類は、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議

決を経なければならぬ。又、変更内容については、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならぬ。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる理由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 合併
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会に出席した正会員の過半数の承諾を得なければならぬ。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならぬ。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに有する財産は、この法人の目的と類似すると認める特定非営利活動法人の中から、総会において出席した正会員の過半数をもって決した法人に寄付するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならぬ。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、官報に掲載する。

第11章 補則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立初年度の事業年度は、第46条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から2012年3月31日までとする。

3 この法人の設立当初の役員は次の通りとする。

- | | |
|----------|--------|
| (1) 理事長 | 中島 直樹 |
| (2) 副理事長 | 堀 義明 |
| (3) 副理事長 | 上寺 和親 |
| (4) 理事 | 小寺 正宣 |
| (5) 理事 | 高木 洋司 |
| (6) 理事 | 山本 浩史 |
| (7) 理事 | 小倉 敏宏 |
| (8) 理事 | 崎山 美智子 |

(9) 監事 吉田 信幸

(10) 監事 保田 忠代

4 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から2012年6月30日までとする。

5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員（個人）	10,000円	正会員（団体）	10,000円
	賛助会員（個人）	3,000円以上	賛助会員（団体）	3,000円以上

6 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。